

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 海外子会社配当免税制度の税効果会計に与えるインパクト

外国子会社から受ける配当には、親会社の 2009 年（平成 21 年）4 月 1 日開始事業年度から、配当免除制度が適用されています。

今回は、本制度が税効果会計に与えるインパクトについてご紹介します。

税効果会計とは

企業会計上の収益又は費用と課税所得計算（税務会計）上の益金又は損金の認識時点の相違等により、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算（税務会計）上の資産又は負債の額に相違がある場合において、「法人税等の額」を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続きです。

外国子会社配当免税（益金不算入）制度の概要

親会社では、子会社*から受領した配当を、会計上、収益として認識しますが、税務上は原則、配当の 95%相当額が益金不算入となります。

一方、配当から外国源泉税が控除されている場合には、その源泉税は損金不算入となります。

(* 25%以上の株式を配当支払義務確定前 6 月継続保有の外国子会社。租税条約に保有割合緩和あり。)

個別財務諸表における税効果会計のインパクト

各事業年度の外国税額控除限度額は、以下の算式で計算します。

$$\text{外国税額控除限度額①} = \text{全世界所得に対する法人税②} \times (\text{国外所得③} / \text{全世界所得④})$$

↓

↓

外国子会社配当が免税となった後は、国外所得③が減少しますので、必然的に控除限度額①も減少します。

したがって、もしも過去において控除できなかった繰越控除対象外国税額がある場合には、将来においても当期の外国税額控除が控除できない可能性があり、繰延税金資産の回収可能性に影響を与えることになります。

連結財務諸表におけるインパクト

連結財務諸表上、配当受領時に追加納付税金が発生する場合には、繰延税金負債を計上することになります。海外子会社配当益金不算入制度のもとでは、配当金額の 5%が益金不算入制度の対象外とされ、配当にかかる源泉税が損金不算入とされ、さらに直接税額控除の対象外とされることにより追加納付税金が発生します。

したがって、繰延税金負債の金額は、配当金額の 5%に親会社の実効税率を乗じた額、および配当にかかる外国源泉所得税の額になります。

お見逃しなく！

連結財務諸表上におけるインパクトで述べたこれらの金額は、従来の間接税額控除を前提とした追加納付税額より少なくなると考えられるため、繰延税金負債の取り崩しが生ずる場合が多いと思われます。